

校訓・生徒像

自 立

自分の力で、たくましく生きぬく生徒

探 究

深く考え、自ら学ぶ生徒

礼 儀

礼儀正しく、心豊かな生徒

生徒心得

■ 望ましい野間中生とは…

- 1 服装・身なり
- 2 時間を意識した行動
- 3 社会や学校のルールを守る
- 4 交通安全

野間中スタンダードより

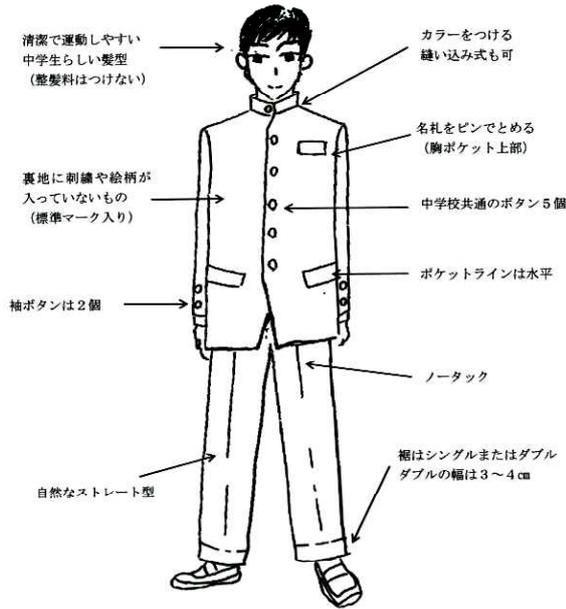
- (1) 礼儀正しくする。
 - ・元気よくあいさつをしよう。
 - ・正しい言葉遣い・マナーを身に付けよう。
- (2) 時間を守り、規則正しい生活をする。
 - ・チャイムの合図を守り、早め早めに行動しよう。
- (3) 清潔で、中学生らしい身だしなみや、よりよい環境づくりに心がける。
 - ・学校生活では、定められた身なりをしよう。
 - ・生活環境を自分たちで美しく保つ活動をしよう。
- (4) 進んで汗を流す活動をする。
 - ・部活動に積極的に参加しよう。
 - ・清掃、奉仕作業に、進んで取り組もう。
- (5) 一人一人が協力し合い、進んで集団生活の向上に努める。
 - ・自分の役割は責任をもって果たそう。
 - ・思いやりをもった行動をしよう。
- (6) 物事を深く考え、自ら進んで学ぶ。
 - ・人の話をよく聞き、分からないことは質問しよう。
 - ・自分の考えをもち、進んで意見を述べよう。
- (7) 校外生活においても、物事の善悪を正しく判断し、中学生として責任ある行動をする。
 - ・触法行為（飲酒、喫煙など）は、絶対にしない。
 - ・深夜の外出、友人宅での外泊をしない。
 - ・危険な遊び、危険区域での遊びはしない。
 - ・物品の売り買い、お金の貸し借りはトラブルのもとになるのでしない。
 - ・登下校中に買い食いをしない。（部活動の登下校時や試合の日を含む）
- (8) いじめのない楽しい学校を、全員でつくりあげる。

野間中学校「いじめ防止5カ条」

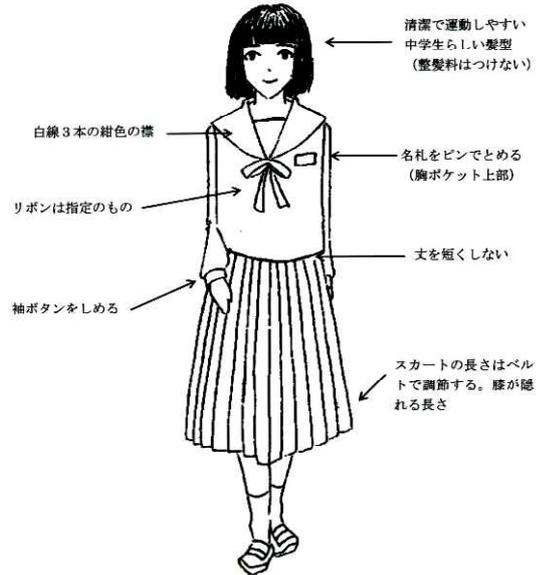
- 一．私たちは、自分が言われて嫌なことは、人にも言いません。
- 一．私たちは、人の物を勝手に使ったり、隠したり、壊したりしません。
- 一．私たちは、仲間はずれや無視をせず、誰とでも仲良くします。
- 一．私たちは、ネット上のルールやモラルを守ります。
- 一．私たちは、見て見ぬふりをせず、友達や先生、親に相談します。

身なりについて

野間中スタンダード 男子



野間中スタンダード 女子



(1) 男子・女子共通の身なり ※受験や面接時に適切なものとする。

頭 髪	清潔で運動しやすい中学生らしい髪型 目にかかる前髪はピンでとめる 肩にかかる髪はしぼる。活動に適した位置でしぼる (地味な色のゴム) 染髪をしたり、パーマをかけたりしない 特殊なカットはしない (ソフトモヒカン、アシンメトリーなど) <u>※過度なツブロックはしない</u> 眉ぞりをしない
体育時の服装	学校指定のもの (半袖または長袖体操服、ハーフパンツ、ジャージ上下、ウインドブレーカー上下)
くつ下	白か黒 (ワンポイント可、ワンペア可、くるぶしを覆える長さのもの)

(2) 男子の身なり

上 着	夏服	半袖のカッターシャツか半袖の開襟シャツ (白)、名札 白の肌着を着用 (左胸の小さなワンポイント可)
	合服	長袖のカッターシャツか長袖の開襟シャツ (白)、名札 白の肌着を着用 (左胸の小さなワンポイント可)
	冬服	標準学生服、名札
ズボン	標準ズボン (黒)、ベルトを着用	

(3) 女子の身なり

上 着	夏服	白の半袖のセーラー服 (白線3本の紺色の襟)、名札、 指定ネクタイ (青)、白の肌着を着用 (左胸のワンポイント可)
	合服	白の長袖のセーラー服 (白線3本の紺色の襟)、名札、 指定ネクタイ (青)、白の肌着を着用 (左胸のワンポイント可)
	冬服	紺のセーラー服 (白線3本の紺色の襟)、名札、 指定ネクタイ (青)
スカート	標準ひだスカート (紺、ひざが隠れる長さのもの)	

(4) 衣替えについて

- ・衣替え期間をなくし、体調や気候に応じて服装を調整する。
- ※ただし、入学式や卒業式等は適切な服装として統一する場合もある。

(5) 靴について

- ・上履きは、1年緑色、2年青色、3年黄色。〔令和7年度〕（学校指定のもの）
- ・体育館シューズは、赤ラインの入ったもので全学年共通。（学校指定のもの）
- ・体育館シューズは、自作または市販のシューズ袋に入れて教室のロッカーに保管する。（シューズ袋の色は白色とし、必ず記名する。）
- ・通学用靴は、白か黒色の運動靴。底が全て平らでないもの。
- ※紐やマークの色も白か黒のものとする。
- ・通学用靴、上履き、体育館シューズはすべて**内側部分**に**漢字**で記名をする。（名字のあとに、名前の一文字を必ず入れる。）

通学用靴



上履き



体育館シューズ



(6) かばんについて

- ・正かばんには、教科書などを入れる。（学校指定のもの）
- ・補助かばんには、体操服やジャージなどを入れる。（学校指定のもの）
- ・かばんにつけてよいのは、お守り1つまでとする。（筆箱も同様とする。）

(7) 冬期期間中の服装について

① 手袋・マフラー・ネックウォーマーについて

- 寒さに応じて登下校時のみ着用してもよい。
- 派手なものはさける。（白・黒・紺・グレーなどの派手ではない色）
- 過度に長いものや飾り等のついたものは着用しない。
- マフラー着用は、ウインドブレーカーまたは制服の下か、胸の位置までとする。

② 制服下の防寒着について

- 華美でないトレーナーなどを着用してもよい。ただし、フード付きのものは着用しない。（白・黒・紺・グレーなどの派手ではない色で、制服の下から出ないもの）
- ジャージやウインドブレーカーは着用しない。
- 防寒用としてストッキングやタイツ（肌色・黒色・無地）を着用してもよい。

③ 制服上の防寒着について

- 登下校時は、ジャージやウインドブレーカー、部活動で使用している防寒着、華美でないコートやダウン等の使用を認める。
- 校舎内では、ジャージの上着の着用を認める。

④ カイロの使用について

- 使い捨てカイロの使用を認める。
- ※ただし、カイロに名前を書き、自分で持ち帰り、各家庭で処理をする。
- 人前に出さない。（特に授業中）

(8) ウィンドブレーカーについて

- ・購入は自由。学校指定のものを着用することを原則とする。
- ・寒い時は登下校時にウィンドブレーカーを着用してもよい。
- ・原則、校舎内では着用しない。
- ・購入については、9月頃に西地区衣料品組合より案内があるので、直接衣料品店で購入する。

■ 通学について

※休日の部活動時も含む

- (1) 通常は正かばんで登校し、補助かばんのみの登校はしない。
(ただし、授業のない行事などの日や休日の部活動時は補助かばんのみでも可)
- (2) 交通安全のルールを守る。
- (3) 登下校の時は、制服を着用する。(1限体育時は、ジャージ登校も可)
- (4) 下校時は、生徒通用門付近や駐車場に留まらないようにし、すみやかに下校する。
- (5) 国道を横断する生徒は、自宅に近い信号交差点や横断歩道を渡って登下校する。
- (6) 登下校の途中に寄り道をしない。(通学路以外の道を通らない)
- (7) 徒歩での通学について
 - ・1列右側歩行を心がけ、横に広がらないように歩く。
 - ・他人の私有地に入ったり、所有物に触れたりしない。
 - ・緊急時は、助けを求めたり、近くの家逃げ込んだりするなどして自分の身を守る。
- (8) 自転車での通学について(自転車通学許可誓約書を提出する。)
 - ① 自転車通学のきまり
 - 自転車に乗る時は、ヘルメットを正しく着用する。(氏名を内側に記入すること。)
 - 持ち物は荷台にしばることを原則とする。
(正かばんをしばるため補助かばんがしばりきれない時は、前かごを使用してもよい。)
 - 定められた道路を通る。(奥田の旧道・中道は通らない。)
 - 信号を必ず守り、車両や歩行者の状況を考えて安全に横断する。
 - 自転車の追い越しはしない。
 - 2列走行をしない。
 - 2人乗りはしない。
 - 左側通行をする。右側通行は禁止。
 - 校内では、自転車に乗らない。
 - 女子の自転車通学者は、制服で登下校してもよい。
 - ② 通学用自転車の規定
 - 許可誓約書を記入し、**2月下旬までに小学校の担任へ**
 - 普通自転車とし、必ず記名する。
 - 体に合った自転車を使用する。
(サドルにまたがり、両足が地面に着くようにする。)
 - 付属品は、前照灯、錠、ベル、反射鏡、後部荷台、荷台ひもとする。
 - 変速機は、6段までを限度とする。
 - スタンドは、両脚型とする。(中央スタンドも可)
 - 不必要な改造は絶対にしない。
 - ③ その他
 - 部活動での練習試合の移動などで使用する自転車も、上記に準ずる。
 - 防犯登録をしておくこと。
 - 駐輪するときには校内・校外に関わらず、施錠すること。
 - 交差点の渡り方など安全に走行するための方法をしっかり身に付け、実行すること。
 - 雨天時はカッパを着用する。
 - 違反があった場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。
 - 自転車損害保険に加入しておくことよい。



■ 連絡・届け出について

- (1) 遅刻・早退・欠席をする時は、保護者の方がフォームで学校へ8時までに連絡する。
または、連絡帳に記入して担任に申し出てもよい。
- (2) 体育の授業を見学するときは保護者の方がフォームで学校へ8時までに連絡する。
または、連絡帳に記入して担任及び体育教師に申し出る。
- (3) 住所・電話番号などの変更があった場合は、担任へ連絡する。
- (4) 旅行等で学割が必要な場合は、担任に申し出て、必要な書類を受け取る。

■ 部活動について

- (1) 3年間、継続できる部活動を選択する。
- (2) 職員会議等会議日の帰りの部活動は原則として行わない。
- (3) 活動終了後は各部で後片づけ、清掃を行う。
- (4) 部室はいつも清潔にし、整理整頓を心がける。
- (5) 部室の戸じまりは、各部で責任をもって行う。
- (6) 部活動中、各自の荷物は、活動場所付近の各部ごとに指定された場所に整頓して置く。教室に置いたままにしない。
- (7) 給食がなく午後から部活動のある日は、顧問の判断で弁当を持参し食べることができる。食べ終わったらすぐに活動場所に行く。
- (8) 試合等で自転車を使用する場合は通学用自転車に準ずる。ヘルメットを着用する。
- (9) 試合の日を含め、部活動の登下校時に買い食いをしない。

■ 安全に関する規定について

- (1) 「暴風警報」「暴風雪警報」が出ているときの登校
 - ① 6時20分までに「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合は、平常通り登校する。
 - ② 6時20分から11時までに警報が解除された場合は、自宅で昼食をとり、13時までに登校する。
 - ③ 11時を過ぎても引き続き警報が解除されない場合は、登校しない。
 - ④ その他道路・橋の決壊等で登校が危険な場合は登校しない。
- (2) 特別警報が出ているときの登校
 - ・登校はせず、ただちに命を守る行動をとる。
- (3) その他の警報が出ているときの登校
 - ・平常授業を行う。ただし、自宅待機処置をとる場合は、メール配信を通じて指示する。
- (4) Jアラート等を通じて緊急情報が愛知県に発令された場合
 - ① 生命を第一優先とし、避難する。
 - ② 授業の取り扱いについては、安全を考慮し、学校からメール配信にて連絡する。

■ 施設利用規程について

- (1) 図書室
 - ① 貸出・返却できる時間
昼放課中（終了5分前まで）
※授業中は教科担任の引率・指導のもと利用可
※長期休業中の貸し出しは別に定める。
 - ② 貸し出し期間は返却日を含め2週間。
 - ③ 貸し出し冊数は一人2冊まで。
 - ④ 貸し出し・返却の方法
本を持参し、身分証明書に貼った「個人バーコード」を見せ、図書委員に貸し出し・返却の手続きをしてもらう。
 - ⑤ 室内では静かにする。
- (2) 体育館
 - ① 体育館では体育館シューズ(各部活動で決められたシューズを含む)を使用する。
 - ② 体育館シューズ(各部活動で使用するシューズは除く)は各自で教室へ保管する。
 - ③ 全校生徒が集まるときの入退場は、中央の出入口を使用する。
 - ④ 授業、集会、行事以外での使用は禁止とする。
 - ⑤ 許可なく、ボールや器具を使用することは、禁止とする。
 - ⑥ 放送室および2階の部屋は指示がない限り入らない。
 - ⑦ 戸じまりは最終退出者が責任をもって行う。

- (3) 柔剣道場
 - ① 柔剣道場は素足またはくつ下とする。
 - ② 窓・暗幕の開閉は指示を得て行う。
 - ③ 非常階段は非常の場合以外使用しない。
- (4) 保健室
 - ① 病気やけがで利用する場合は、生徒自身か保健体育委員が担任か職員室の学年の先生に連絡をし、原則として各クラスの保健体育委員が付き添って来室する。
 - ② 病気・けがの手当ては養護教諭の指示のもとに行う。また手当てを受けた時は、処置簿に記入する。その他の理由で利用する場合も必ず養護教諭に言ってから利用する。
 - ③ 保健室の薬品・器具等は、無断で使用しない。また薬品の使用は、最小限にし、内用薬は原則として使用しない。
 - ④ 回復の見込みの少ない場合は、家の人に連絡してもらい、すみやかに帰宅する。また、様子をみるために休養する時は原則として1時間までとする。
 - ⑤ 病気やけがの時だけでなく、測定や検査、健康相談の場としても利用できる。
 - ⑥ けがが発生した場合は、ただちに教師へ報告し、保健室で問診してもらうこと。

■ 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は愛知県知多郡美浜町立野間中学校生徒会といたします。

第2条 本会の会員は野間中学校生徒とします。

第3条 本会は校長先生の指導のもとに、お互いの生活がよりよくなるよう協力することを目的とします。

第4条 本会は目的を達成するため、生徒議会・総務委員会・生活委員会・一般委員会の各機関を設け、生徒総会をもちます。

第2章 機 関

第5条 本会の各機関の権限、構成、所管内容は次の通りとします。

1. 生徒議会

- (1) 生徒議会は本会の目的達成のため必要な議決機関であって生徒会長が招集します。
- (2) 決議事項は校長先生の承認を得て実施します。
- (3) 定例議会は原則、毎月1回とし、必要ある場合は臨時議会を開くことができます。
- (4) 学級は代議員2名を送り、議長、副議長は互選とします。
- (5) 生徒議会は次の事項について議決します。
 - ① 生徒会の会則の決定および変更
 - ② 諸行事の決定とこれの運営に関すること
 - ③ 委員会活動の決定および変更
 - ④ その他必要と認めること
- (6) 生徒議会は生徒会役員、代議員(各クラス2名)、各委員会委員長、部活動代表(必要時のみ)から成り、議事内容により生徒会役員が参加者を決定します。

2. 委員会

- (1) 所管事項に関する立案と実施の機関であって委員長が集めます。
- (2) 定例委員会は原則、毎月1回とし、その他必要ある場合は臨時委員会を開くことができます。

- (3) 全生徒は下記のいずれかの委員会に属し、委員長・副委員長（前期3年生、後期2年生）は委員の互選により決定します。
【総務・生活・給食・放送広報・美化緑化・保健体育・福祉図書】
- (4) 本会の精神により、各委員会を設けて学校活動に参加します。
- (5) 各委員会は次の事務を処理します。
- ① 生徒議会、総務委員会から委任された事項の立案
 - ② 議決事項の処理、執行
- (6) 各委員会の目標は別に決めます。

第3章 役員

第6条 本会の役員は会長1名、副会長2名、書記2名、会計1名とし、任期は半年（前期は野中祭まで）とします。（選出は選挙細則を参照）

第7条 会長は生徒会の首長で、議会の決議にもとづいてその運営に当たります。副会長は会長を助け、会長のいないときは代わって仕事をします。

第8条 書記は次の仕事をします。

- (1) 議案の整理、議事録の作成
- (2) 会則、役員名簿、議員名簿の作成・保管
- (3) 通信文などの保管、その他

第9条 会計は顧問の先生と会計一切の仕事をし、会計に必要な書類の保存、管理をします。

第10条 役員は学級役員とかねることはできません。

第4章 会計

第11条 本会の経費は会費と補助金およびその他の収入でまかないます。なお、会費は4月に決めます。

第12条 本会の会計年度は4月にはじまり、翌年3月に終わります。

第13条 予算は生徒会役員で総収入の範囲で調整し、生徒総会にかけなければなりません。

第14条 会計簿は役員の実務によりいつでも公開しなければなりません。

第5章 顧問

第15条 本会には校長先生より任命された顧問の先生を置きます。

第16条 各委員会に顧問の先生を置きます。

第6章 付則

第17条 本会の運営を円滑にするために委員会と部活動との関係を次の通りとします。

- (1) 本会委員会の活動は部活動とよく連絡をし、円満な運営をはかります。委員会、部活動いずれかの場合は委員会を優先します。
- (2) 部活動代表（1名）は必要に応じて生徒議会に出席します。

選挙細則

第1条 役員選挙は9月と3月に行います。

第2条の1 生徒会役員は原則会長1名、副会長・書記各2名、会計1名の計6名を定数とし、選出します。

第2条の2 生徒会役員の定数は必要に応じて増減できるものとします。定数の増減は選挙管理委員会で決定し、選挙公示の際に発表します。

第3条 各役員立候補者は20名以上の推せん者がなければなりません。

第4条 各学級より選ばれた選挙管理委員(1名)により、選挙管理委員会を作ります。

第5条 選挙に関する月日、演説、運動などについては選挙管理委員会で決めます。

日 課 表 (50分授業)

読書タイム	8:20 ~	8:30
朝のST	8:30 ~	8:40
1時間目	8:45 ~	9:35
2時間目	9:45 ~	10:35
3時間目	10:45 ~	11:35
4時間目	11:45 ~	12:35
給食・片付け	12:35 ~	13:20
昼休み	13:20 ~	13:35
5時間目	13:35 ~	14:25
6時間目	14:35 ~	15:25
清 掃	15:30 ~	15:45
帰りのST	15:45 ~	15:55
部活動開始	16:00 ~	

日 課 表(45分授業)

読書タイム	8:20 ~	8:30
朝のST	8:30 ~	8:40
1時間目	8:45 ~	9:30
2時間目	9:40 ~	10:25
3時間目	10:35 ~	11:20
4時間目	11:30 ~	12:15
給食・片付け	12:15 ~	13:00
昼休み	13:00 ~	13:15
5時間目	13:15 ~	14:00
6時間目	14:10 ~	14:55
清 掃	15:00 ~	15:15
帰りのST	15:15 ~	15:25
部活動開始	15:30 ~	

最終下校時刻

4月	17:00
5~7月	17:00
夏休み	17:00
9月	17:00
10月	17:00
11~1月	16:30
2月	17:00
3月	17:00

野間中学校校歌

作詞:山口 元
作曲:濱嶋辰丙



mf

はく と う ち り し く ふ ぐ さ き
ま つ が ね か た り め お お み き
す な や ま ば や し ま つ は え



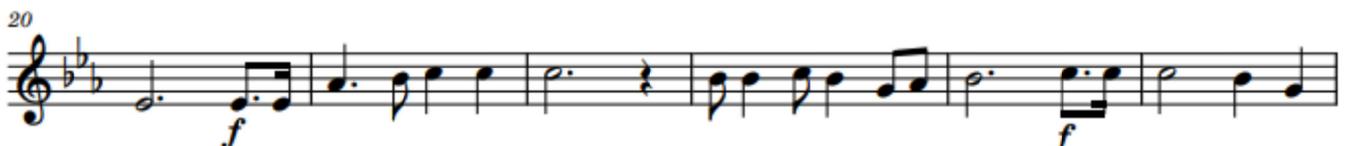
mp

の と も し び た か く き ら め き て い せ の し
う こ け し む す た か の きた ら ち め き わ て い せ の し
て こ が ね の な み の う ね あり あ り え わ が こ ま な



mf

お じ を て ら す ご と ひ ろ き の ぞ み に む ね は り
あ ら し さ け ぶ と も ひ ち ひ ろ の の ぞ う み に む な た で せ
び や は に わ ひ ろ し ち ふ く し お か ぜ に き た え た



て ま な び の み ち を ひ と す じ に き わ む る ひ
し ま な び の み ち を ひ と す じ に き わ む る ひ
る か た き か ら だ に さ お さ し て は え あ る の



と り ま あ り
こ-ろ ま の を ひ た き か く ず り ま き あ し な り き ん

一・ 白^{はく}濤^{とう}散^りし^く

富具崎の

燈^{とも}火^した^かく

きらめきて

伊勢の潮路^{しおじ}を

照らすごと

広き望みに

胸はりて

学びの道を

一筋に

きわむる

ひとみ 光あり

二・

松が音語^ねりぬ

大御堂^{おみどう}

苔^{こけ}むす塔^{とう}の

太刀^{たち}あわれ

栄^{えい}枯^この嵐

さけぶとも

千尋^{ちひろ}の海に

船出せし

父^ふ祖^その血潮

身に受けて

のぼさん心の

たくましき

三・

砂^{すな}山^{やま}林^{やし}

松映^はえて

黄金^{こがね}の波の

うねりあり

我が学^{まなび}舎^やは

庭広し

吹く潮風に

きたえたる

かたき体に

棹^{さお}さして

栄^{はえ}ある

野間^{のま}を築きなん

1. 白濤^{はくとう}散りしく 富具崎の
燈火^{ともしび}たかく きらめきて
伊勢^{しおじ}の潮路を 照らすごと
広き望みに 胸はりて
学びの道を 一筋に
きわむる ひとみ 光あり

2. 松^ねが音語りぬ 大御堂^{おおみどう}
苔^{こけ}むす塔の 太刀^{たち}あわれ
栄枯^{えいこ}の嵐 さけぶとも
千尋^{ちひろ}の海に 船出せし
父祖^{ふそ}の血潮 身に受けて
のばさん心の たくましき

3. 砂山^{すなやま}林^{ばやし} 松^は映えて
黄金^{こがね}の波の うねりあり
我が学舎^{まなびや}は 庭広し
吹く潮風に きたえたる
かたき体^{さお}に 棹^{さお}さして
栄^{はえ}ある 野間を築きなん